

令和5年度（繰越明許費）山形県県産米品質向上緊急対策事業費補助金実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、令和5年度山形県県産米品質向上緊急対策事業費補助金交付要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（色彩選別機の導入等に係る留意事項）

第2条 導入する色彩選別機について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。

2 事業実施主体が、国庫補助事業により色彩選別機の導入等に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該機の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

3 色彩選別機の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

（採択の要件）

第3条 本事業は次に掲げる事項を目標に設定することを要件とし、目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。また、採択は、別表1に示す成果目標及び現況値に対する合計ポイントの高い方から順に、予算の範囲内において行う。

（1）令和5年産の水稲うるち品種の作付面積（作業受託面積を含む）の現況値が10ha以上で、補助事業に取り組むことで目標年度の水稲うるち品種作付面積（作業受託面積を含む）が増加すること。

（2）目標年度の水稲うるち品種における一等米比率が、令和5年産水稲うるち品種の一等米比率より向上すること。

（事業の推進）

第4条 事業実施主体は、第5条の成果目標に対する事業状況報告書（別紙様式第1号）を取組年度から目標年度の前年度までの間、報告に係る年度の1月31日まで知事に提出するものとし、報告日までに当該年度の生産物調製が終了していない場合は、当該年度の実績報告が終了してから20日以内に改めて事業状況報告書（別紙様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 事業実施主体は、第5条の成果目標に対する事業評価報告書（別紙様式第1号）を目標年度の実績報告が終了してから20日を経過する日又は目標年度の翌年度の8月31日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

3 知事は、当初の事業計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合は、事業実施主体に対して必要な改善計画を求め、指導するものとする。

（その他）

第5条 本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

付則

この要領は、令和5年12月21日から施行する。

別表 1

成果項目	成果目標	現況値
1		令和5年産水稻うるち品種作付面積 (作業受託面積を含む) 100ha以上・・・9ポイント 80ha以上・・・7ポイント 60ha以上・・・5ポイント 40ha以上・・・3ポイント 20ha以上・・・1ポイント
2	一等米比率向上割合(水稻うるち品種) 50ポイント以上・・・5ポイント 40ポイント以上・・・4ポイント 30ポイント以上・・・3ポイント 20ポイント以上・・・2ポイント 10ポイント以上・・・1ポイント ※令和5年11月30日における一等米比率と事業目標とする一等米比率の差を向上割合として用いる。	一等米比率(水稻うるち品種) (令和2年から4年の平均値) 94%程度・・・・・・・・5ポイント 92%以上～94%未満・・・4ポイント 90%以上～92%未満・・・3ポイント 88%以上～90%未満・・・2ポイント 88%未満・・・・・・・・1ポイント
3	色彩選別機導入内容 新規導入に係るもの・・・3ポイント	

- ・地域農業再生協議会の「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産に取り組んでいる事業を優先して採択する。
- ・ポイントの合計値が同じ場合は、水稻うるち品種一等米比率の向上割合が大きい順(一等米比率の向上割合が同じ場合は、事業計画における目標年度の水稲うるち品種作付面積(作業受託面積を含む)が大きい順)に採択するものとする。